

沼田市 3 月議会情報

国保税引き上げ提案の撤回を要求！

井之川博幸議員が 28 日の本会議で

横山公一市長は、3月議会冒頭の条例等の改正提案の中で、国民健康保険税条例の改正を示し、平均12.8%の国保税引き上げの提案を行ないました。

井之川博幸市議は、本会議の質疑の中で「国保加入世帯は、おおむね中低所得層が多く、国保税の引き上げ分を即生活費を切りつめなければならないという意見が多くあり、一般会計からの独自の繰り入れも禁止されている訳ではなく、市民生活を守るためには、引き上げは撤回することが必要である」と要求しました。

質疑の中で明らかになった事は、国保税の引き上げ総額は約1億5千万円で、被保険者一人当たり引き上げは9,600円で、平均的な世帯で28,800円(12.8%)の引き上げになります。

議案以外の説明資料の提示は一切なし

また、今回の引き上げ提案については、国民健康保険運営協議会への諮問は、昨年12月26日に行なわれていたにもかかわらず、事前にその内容などが議会側に示されず、議案が提出されただけで関係資料等の提出は一切ありませんでした。国保税の引き上げは、市民の生活に直結していることから、今までは詳細な関係資料等が事前に提示されていたので、今回のやり方は前代未聞といえます。

一年後には新制度・・・なぜ今引き上げか？

平成30年度から国保の運営制度が変わり、群馬県が財政運営の主体となり、市町村とともに運営を担うこととなります。国保の保険税(料)についても、県が標準的な保険税(料)を示すといわれています。1年前という時になぜ引き上げするのか。と問い詰めましたが、明確な答えはありませんでした。この議案は、民生福祉常任委員会に付託され、17日に開催される民生福祉常任委員会で審査されます。



井之川博幸市議



消費税増税前提の法人市民税減税に反対

3月議会冒頭に「市税条例の一部改正」が提案されました。日本共産党市議団は、今回の改正については、消費税を10%に増税することを前提に「法人市民税の税率を12.1%から8.4%に引き下げる」という内容が含まれていたため、この点について反対しました。反対討論は井之川博幸議員が行いました。

この内容については、現在、消費税8%のうち1.7%が地方消費税として、モノやサービスの消費量・人口・企業の従業員数によって都道府県別に配分されていますが、消費が多い東京などの大都市と人口が少ない地方では格差が生じ、東京と沖縄では1.7倍ほどの開きがあります。これを「遍在がある」といいます。



消費税が10%に増税されるとさらに「遍在」が大きくなりますので、「法人住民税」を引き下げて、全国の引き下げ分を国が「地方法人税」として集めて、「地方交付税」の原資とします。

市町村の減税分は、都道府県の「法人事業税」から「法人事業税交付金」として市町村に配分するという方式で、「地方法人課税偏在是正措置」として今後は「地方法人税」を財源とする「交付税措置」に一本化しようとするものです。

自治体間の税収格差の是正は必要ではありますが、今回は消費税を10%に増税することに伴う是正措置で、消費税は所得の低い人ほど負担率が高くなる天下の悪税と言われている税制です。消費税が増税されれば、住民の負担格差は広がるばかりです。

消費税を主要な地方財源にするのが狙い

いずれにしても今回のような方法は、消費税を地方財源の主要財源に据えていく政府のねらいを背景にしており、消費税の今後の引き上げにもつながっていきます。

2017年3月5日 No.826

いのさんニュース

発行所沼田市下久屋町983 ☎23-1519

井之川博幸議員活動地域版部内資料